

**関西電力株式会社美浜発電所3号炉
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の
案のとりまとめについて
—特定重大事故等対処施設及び
所内常設直流電源設備（3系統目）の設置—**

令和2年6月3日
原子力規制委員会

1. 審査結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、平成30年4月20日に関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき申請された特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和2年4月1日及び令和2年5月22日に、同社から当委員会に対し同申請の補正書の提出がなされた。

当委員会は、本件申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

なお、本件申請に係る美浜発電所について、当委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11 km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力に命じたところである。関西電力からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

当委員会は、(i)平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により美浜発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii)上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件申請の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可（令和2年1月29日許可）の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。

2. 審査結果等の審議について

以下の（１）及び（２）に示す事項について審議し、また、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う可否について審議する。

（１）特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

平成28年2月3日の原子力規制委員会の審議を踏まえ、特定重大事故等対処施設の設置に係る審査書案については、令和2年5月20日の原子力規制委員会臨時会において決定した。

また、同臨時会においては、平成28年8月2日の原子力規制委員会で決定した「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」に従って、セキュリティの観点から非公開とすべき部分を不開示とした上で、審査書案を公開した。

審査書案については、令和2年5月22日付け補正を反映し、添付1のとおりとする。本審査書の、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号に適合しているものと認められるとの結論に、変更はない。

本委員会においては、別紙1のうち原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号、第2号（経理的基礎に係るもの）及び第5号の各要件への適合性について審議する。

（２）所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る審査結果について

本件申請のうち所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に対する原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号の各要件への適合性については、添付2の審査書案として取りまとめた。

本委員会においては、別紙1のうち原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号から第5号の各要件への適合性について審議する。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

5. 科学的・技術的意見の募集

（１）特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

平成28年1月29日の原子力規制委員会の結果のとおり、添付1の審査書案については、科学的・技術的意見の募集は行わない。

（２）所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る審査結果について

本発電所3号炉については、新規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平

成 28 年 8 月 4 日から 30 日間)。今回の申請に係る審査書案の取りまとめにあたっては、

(案の 1)：添付 2 の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(案の 2)：添付 2 の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果(上記 5.(2)の(案の 1)の場合には、添付 2 の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。)を踏まえ、本件申請に対する原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく許可処分の可否について判断を行う。